

国土建第 316 号  
令和元年 11 月 1 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る  
都道府県経由事務の廃止について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号）が令和元年 5 月 31 日に成立し、令和 2 年 4 月 1 日より施行され、令和 2 年 4 月 1 日以降、国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類で国土交通省令で定めるものについては、都道府県を經由して地方整備局等に提出する義務がなくなります。

他方、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を經由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされており、経由を希望する都道府県（別紙 1 参照）に主たる営業所を有する建設業者は、引き続き許可申請書その他書類を都道府県を經由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

経由事務の廃止に係る事務の取扱いを下記の通り通知いたしますので、貴職におかれましては、その運用に十分留意頂き、事務処理等に当たっては遺漏のないよう措置願います。

また、併せて令和 2 年 4 月 1 日以降の書類の提出方法、提出先について、混乱のないよう、建設業者等に対して、スムーズな移行が行われるよう適切な周知活動をお願いいたします。

記

1. 経由事務の存続を希望しない都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降、以下の書類について当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。

- ・建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第5条、第6条及び建設業法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条関係）
- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第11条、第12条及び建設業法施行規則第7条の2、第8条、第9条、第10条関係）
- ・経営規模等評価申請書及びその添付書類（建設業法第27条の26第2項、第3項及び建設業法施行規則第19条の6関係）
- ・総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書（建設業法施行規則第21条の2第2項関係）

2. 経由事務の存続を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和2年4月1日以降も、1に掲げる書類について、従来どおり都道府県を経由して、地方整備局等に提出すること。